

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

（1）概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく全国健康保険協会からの申請（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

（2）対象（令和8年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

（3）実績

ア. 認可申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	0	2	3

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 令和7年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく健康保険組合からの規約変更申請等の認可、規約変更届出等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和8年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 174組合

（3）実績

ア. 認可申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約変更申請等の認可(※1)	183	193	210
規約変更届出等の受理(※2)	1,142	1,122	1,148
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,723	2,651	2,639
公法人証明・印鑑証明	228	184	279

（※1）規約変更申請等の認可：滞納処分の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

（※2）規約変更届出等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就退任の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実地監査	31	37	25

ウ. 令和7年度実地監査結果内訳（実施数：25組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
全般的な事項	20	5
事業運営に関する事項	14	11
個人情報保護に関する事項	12	13
医療費適正化に関する事項	0	25
適用・保険料に関する事項	9	16
保険給付に関する事項	5	20
保健事業に関する事項	10	15
財務に関する事項	20	5
その他	0	25

3. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約（変更）認可申請等の認可（承認）、規約変更届出の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和8年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,566 企業年金

- ① 規約型 … 1,474 規約
- ② 基金型 … 92 基金

(3) 実績

ア. 認可申請等の処理件数

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約（変更）認可申請等の認可（承認）	303	346	356
規約変更届出の受理	958	788	600
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,592	1,585	1,583
公法人証明・印鑑証明	118	64	92

イ. 監査件数

(単位：企業年金)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
書面監査	144	135	80
実地監査	14	4	3

ウ. 令和7年度監査結果内訳（実施数：83企業年金）

(単位：企業年金)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	0	83
代議員会に関する事項	1	82
理事会に関する事項	2	81
庶務・事務組織に関する事項	3	80
監事監査に関する事項	0	83
財務及び会計に関する事項	0	83
掛金に関する事項	0	83
年金給付に関する事項	0	83
資産運用に関する事項	8	75
個人情報保護に関する事項	0	83
特定個人情報の取扱いに関する事項	3	80
情報開示に関する事項	13	70

4. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（１）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく企業型の規約変更承認申請等の承認、規約変更届出等の受理等の業務を行っています。

（２）対象（令和８年３月３１日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… ９０３規約

（３）実績

○承認申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
規約変更承認申請等の承認	296	341	320
規約変更届出等の受理	168	181	147